水をつくる

水道改善に国へ働きかけ

事業経営に不合理な制度・政策

水道事業審議会は、市民各層からの代表が具体的な意見をのべる場として、また水道事業のかかえる問題についての諮問にこたえる機関として、昭和四十九年に設置されました。

以来、審議会は水道事業の計画や経営のあり方についていろいろな分野から調査・検討を加え、これまで審議会からは「財政健全化の方策」「業務改善に関する方策」と、二回にわたる答申がなされました。水道局では、この答申に基づいて、五十年・五十一年の二か年にわたり財政・業務の改善に一生懸命企業努力を重ね、ようやくにして当初の目標に達することができました。

しかし、毎回のように料金改定をしなければならない悪循環は、現実の問題として水道事業経営に大きく立ちはだかっています。それというのは、水道事業に対する国の制度・政策がきわめて不合理・不十分であるといわざるを得ないからです。

そこで水道局では、現在の社会経済情勢に見合った制度への抜本的な改革を国に対して働きかけるために、水道事業審議会の意見を受けて――

① 最少限度の国の責務

② 地方公営企業法の改正

の二点を国に対して要望することに取組んでいます。

つい先般も近隣の水道関係者（三市中東蒲原水道協議会）に呼びかけ、これら主旨を説明して賛同を得たところです。近く全県水道大会も開かれますので、とくに実態を審議されている審議会長からも出席してもらって、この二点を提案して全県的な意見として全国に呼びかけ、全国水道事業関係者の要望として運動を続けていきたいと準備を進めています。

今号は①の要望「最少限度の国の責務」についての提案要旨を記載してみました。

県内の水道事業の基本料金

（家庭用13ミリ、10立方メートル当たり）

1か月当たりの基本料金	事業数
200～299円	1
300～399	13
400～499	20
500～599	15
600～699	11
700～799	7
800～899	2
900～999	1
1,000～1,100	2
	72

"国の責務"の明確化へ運動展開

生活に必要な最少限度の水の供給は、国の福祉的責務と考えられます。

しかしながら、国は水道事業者の実態の相違や、環境行政の立遅れによる水源汚染などに目をおおい、大事な水源確保などの行政責任を果たしておりません。また、財政負担についても明確にせず、「公営企業受益者負担の原則」をたてに、著しい格差の水道料金を国民に強いながら、これを放置しています。

ところが一般行政へは、地方交付税制度をはじめ住民負担の公平の原則に基づいた住民税など租税負担の平等化をはかっているにもかかわらず、水道事業にはまったくこれといった国の責務が明確にされておりません。

水道は、法律に基づいて地方公共団体が行っている事業です。しかも、住民には水道料が高いからといって他の市町村から引く、という"選択の自由"は、まったく不可能なことです。このようなことからみても、水道行政はいかに立遅れたものであり、国が福祉行政としての基本的責務を果たしていないものであるかは明らかです。

よって、国の責務として最少限度のことを速やかに実現するよう要望します。

★水道水源の確保は、国の負担と責任において行うこと。

★家庭用十立方メートルまでの基本料金の基本額を設定し、超過分は国の責任において措置すること。

なお、これらの早期実現をはかるため、全地方公共団体で議会議決を行って、政府や各政党へ要望書を提出するなど、広範囲にわたる運動を展開してもらいたい――むねの要望です。以上が大会に提出する要旨です。市民のみなさんからも、ぜひご理解・ご協力をいただいて、早期実現を望みたいものです。

格差ある水道料金

参考までに、県内七十二の水道事業の基本料金（家庭用十三ミリ十立方メートル当たり）をみると、別表のようになります。最高、最低の差は約五倍となっていて、すごい格差がみられます。

全国的には、最低百四十円、最高三千七百五十円と、最低最高では実に二六・七倍もの格差があります。

お買物、ご用命は市内で

お気軽に御来店下さい
サラリーローン
商人の方，事業家の方，どなたでも信用でお貸し致します
㈱ 毛利金融新津支店
新津市新町1丁目6番6号　TEL (4) 4501

春の靴まつり
'77 新型の靴は
イザワでどうぞ…
靴のイザワ
広い売場
豊富な商品
TEL 2 0625